



佐賀県公報

平成19年
1月22日
(月曜日)
第 12856号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更
- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 生活保護法に基づく施術機関の指定
- 特定第二号漁業者の同意の適合

公 告

○土地改良区の合併認可

○ 告 示

(農地整備課) 二

- 佐賀県告示第二十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、
次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。
平成十九年一月二十二日
- | | | |
|----------------|----------------------------------|----------|
| 一 廃止医療機関 | 佐賀県知事 古川 康 | （農地整備課）二 |
| 名 称 | 所 在 地 | |
| 吉本クリニック | 佐賀市堀川町一番一〇号 | |
| 谷口眼科 | 武雄市武雄町大字武雄三八五番地二 | |
| みやき歯科クリニック | 三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地一號 | |
| かもめ歯科クリニック | 佐賀市兵庫町兵庫北土地区画整理地内二二街区佐賀ゆめタウン二階二六 | |
| 京子歯科クリニック | 杵島郡白石町大字福田二二六三番地一六号 | |
| さくら歯科医院 | 嬉野市嬉野町下宿乙二二二四番地三 | |
| チトセ薬局三日月店 | 小城市三日月町長神田二二三三五番地二 | |
| 中原薬局神野店 | 佐賀市嬉野町大字福田二二二四番地二 | |
| コーソ薬局佐大通り店 | 佐賀市本庄町大字本庄五本杉五四一 | |
| 中原調剤薬局 | 佐賀市本庄町大字本庄五本杉五四一 | |
| まつうら博歯科医院 | 伊万里市大坪町小式原丙一五五一番地四 | |
| 佐賀市神野東一丁目三番三〇号 | 平成一八・一二・二一 | |
| 平成一八・一一・一 | 平成一八・一二・二一 | |

●佐賀県告示第二十九号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同
法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定し
た。

平成十九年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

新	名 称	所 在 地	変更年月日
高尾リハビリテーション病院	三養基郡基山町大字園部二七〇番地一	三養基郡基山町大字園部二七〇番地一	平成一八・四・一

二 変更医療機関

佐賀店
メディカル・ワン薬局

内二二街区

佐賀市兵庫町兵庫北土地区画整理地

中原調剤薬局	佐賀市兵庫町南三丁目一四番一八号	平成一八・一二・二一	平成一八・一二・二一
まつうら博歯科医院	伊万里市大坪町小式原丙一五五一番地四	平成一八・一二・二一	平成一八・一二・二一

佐賀市神野東一丁目三番三〇号

平成一八・一一・一

中原調剤薬局	佐賀市本庄町大字本庄五本杉五四一	番地七	平成一八・一二・二一
--------	------------------	-----	------------

佐賀市本庄町大字本庄五本杉五四一

番地七

●佐賀県告示第三十號

生活保護法(昭和十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十九年一月二十二日

施術機関名	所 在 地	指定年月日
健身堂治療院	佐賀市鍋島三丁目一番七号	平成一八・一一・一

鹿島市土地改良区

合併により解散する土地改良区

鹿島市北鹿島土地改良区

浜東部土地改良区

鹿島市浜干拓土地改良区

重ノ木土地改良区

鹿島市七浦干拓土地改良区

鹿島西部土地改良区

●佐賀県告示第三十一號

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第一百八条第五項において準用する同法第一百五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があつた旨の届出は、同法第一百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十九年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

区 域	区 分
唐津市第五	小型定置漁業

○ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、平成19年1月15日次のとおり土地改良区の合併を認可した。

平成19年1月22日

佐賀県知事 古川 康

1 合併により設立する土地改良区

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年一月二十二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷